

I はじめに

- ・しつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も見受けられる中、国際的にも58か国が体罰を禁止している。
- ・日本でも、児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行される。
- ・体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てを考えていただき、保護者が適切な支援につながることを目的としている。

II しつけと体罰は何が違うのか

- ・たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止される。これは、親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートすることを目的としている。
- ・しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為。子どもに向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えることは必要だが、体罰で押さえつけるしつけは、目的に合うものではなく、許されない。
- ・子どもを保護するための行為(道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等)や第三者に被害を及ぼすような行為を制止する(他の子どもに暴力を振るうのを制止する等)は体罰には該当しない。
- ・体罰以外にも、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性がある。

◎ こんなことしていませんか

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

等

III なぜ体罰等をしてはいけないのか

- ・体罰等は子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されている。
- ・大人に対する叩く等の行為が人権侵害として許されないのは子どもも同様であり、子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害する。
- ・体罰等により、一時的に言うことを聞くかもしれないが、これは根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになる。保護者に恐怖心を感じると、必要なときに悩みを相談すること等が難しくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性がある。

IV 体罰等によらない子育てのために

- ・(1)子どもとの関わりの工夫
 - ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
 - ②「言うことを聞かない」にもいろいろあります
 - ③子どもの成長・発達によっても異なることがあります
 - ④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
 - ⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
 - ⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
 - ⑦良いこと、できていることを具体的に褒めましょう
- ・(2)保護者自身の工夫
 - 否定的な感情に気付く・認める、自分なりの工夫を考えてみる、市区町村の子育て相談窓口等の支援やサービスを利用してみる

V おわりに

- ・スウェーデンでも長い時間をかけて社会全体で認識を共有しており、法律が変わったことはゴールではなく、これから社会全体で取り組んでいく必要がある。
- ・体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていく必要がある、保護者が孤立せず、社会全体で子育てを行っていく必要がある。